ストーカー被害を防止するために

ストーカー事案の対応の流れ

　ストーカー相談を受理した場合、相手の行為が、「ストーカー行為」か「つきまとい等・位置情報無承諾取得等」かを判断します。

　「ストーカー行為」とは、「つきまとい等・位置情報無承諾取得等」を反復して行うことです。

　相手の行為が「ストーカー行為」に該当する場合、ストーカー規制法違反として事件化し、相手を検挙することができます（この場合の罰則は「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」です）。

　相手の行為が「つきまとい等・位置情報無承諾取得等」に該当し、更に当該行為が反復して行われるおそれがある場合は、あなたの申出によりストーカー規制法第4条に規定する「警告」を行ったり、あなたの申出又は警察本部長の職権により同法第5条に規定する「禁止命令等」を行ったりすることができます。

　禁止命令等に違反して更にストーカー行為を行った場合、禁止命令違反罪として検挙され、「2年以下の懲役又は200万円以下の罰金」の罰則があります。

　なお、禁止命令等に違反した行為がストーカー行為にならなかった場合でも、禁止命令違反罪として検挙され、「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」の罰則があります。

また、相手の行為が暴行、傷害、脅迫、器物損壊、住居侵入等の他の刑罰法令に抵触する場合は、その罪で事件化し、検挙することもできます。

　あなたが、これらの被害に対して自分で努力して解決を図りたいと考え、ストーカー規制法に規定する「警察本部長等の援助」を求めた場合、あなたからの「援助の申出」を受けて、その申出が相当であると認められる場合、警察本部長又は警察署長が、「被害を自ら防止するための措置の教示」等の必要な援助を行います。

その他の対応としては、相手への指導・口頭注意、あなたの自宅周辺の警戒、再被害防止登録等があります。

ストーカー規制法第２条第１項第１号（つきまとい・待ち伏せ・押し掛け・うろつきなど）

・あなたを尾行し、つきまとう

・通勤・通学途中など、あなたの行動先で待ち伏せする

・あなたの進路に立ちふさがる

・あなたの自宅や職場、学校など付近で見張りをしたり押し掛けたりする

・あなたの自宅や職場、学校などをうろつく

などの行為が考えられます。

つきまといは、暴行や強制わいせつなどの重大犯罪にエスカレートするおそれがあるので、

・警察、家族、信頼できる人に相談する

・防犯ブザーを持ち歩くなど、すぐに助けを呼ぶことができるようにしておく

・通勤、通学の際は時間や経路をこまめに変更する

・ドアや窓には二重鍵とドアスコープを設置する

などの自己防衛策をとりましょう。

ストーカー規制法第２条第１項第２号（監視していると告げる行為）

・その日のあなたの服装やどのように行動したかを告げ、監視していることを気づかせる

・帰宅した直後に「お帰りなさい」などと電話する

・「俺はお前をいつも監視してるぞ」などの内容を言葉やメールであなたに告げる

などの行為が考えられます。

　ストーカーは、あなたを監視し、その監視内容をあなたに告げるので、

・状況、内容をメモなどに記録し、警察へ相談する

・すりガラスでもカーテンをつける

・カーテンは厚手のものを利用する

・在宅中はカーテンをきっちり閉める

などの自己防衛策を講じ、自分が部屋にいることが外から見えないような工夫をしてください。

ストーカー規制法第２条第１項第３号（面会・交際などの要求）

・あなたが拒否しているにもかかわらず、面会や交際、復縁など義務のないことを求める

・贈り物などを受け取るようにあなたに求める

などの行為が考えられます。

ストーカーは、しつこく面会や交際などを迫るので、

・曖昧ではなく、はっきりと拒否の姿勢を示し、以後の連絡を一切絶つ

・身に覚えのない宅配物は送り主を確認し、受取を拒否する

・玄関にはドアスコープをつけ、インターホンが鳴ったときは必ず相手を確認する

・事後に備えて、状況や内容を記録しておく

などの自己防衛策を講じ、自分の意思を相手に伝えても要求が続く場合は、警察に相談しましょう。

ストーカー規制法第２条第１項第４号（乱暴な言動）

・あなたに大声で「バカヤロー」などと粗野な言動を浴びせる

・あなたの家の前で大声を出したり、車のクラクションを鳴らしたりするなど乱暴な行動をする

・「一生呪ってやる」など、あなたが不安を感じるような乱暴な言動を手紙やメールであなたに伝える

などの行為が考えられます。

　ストーカーは、交際などの求めを拒まれると、乱暴な言動をとるので、常に防犯ブザーなどの防犯グッズを身につけ、

・危険を感じたときは、防犯ブザーや携帯電話で助けを求める

・ストーカーは、同居家族にも危害を加えることがあるので、家族にも状況を伝え防犯対策をしてもらう

・すみやかに警察に相談する

などの自己防衛策をとりましょう。

ストーカー規制法第２条第１項第５号（無言電話、連続した電話・FAX・電子メール・手紙の送付）

・電話をかけてきて、何も告げない

・あなたが拒否しているにも関わらず、携帯電話や自宅、会社に何度も電話をかけてくる

・あなたが拒否しているにも関わらず、何度もFAXや電子メール（SNSも含む）の送信や手紙を送付してくる

などの行為が考えられます。

　ストーカーは、電話やFAXや電子メールを使って執拗に嫌がらせ行為を繰り返し、あなたが過剰に反応する様子を楽しんでいる場合もあるので、

・「警察に訴える」とはっきり告げる

・迷惑電話防止の方法などを電話会社に相談する

・ナンバー・ディスプレイ機能付き電話を設置する

・メールや電話、SNSアカウントの拒否設定を行う

などの自己防衛策をとりましょう。

ストーカー規制法第２条第１項第６号（汚物などの送付）

・汚物や動物の死体など、あなたに不快感や嫌悪感を与えるものをあなたの自宅や職場に送りつける

・自動車や自転車に糞尿等を付着させる

・メール等で、汚物や動物の死体などの写真を送り付ける

などの行為が考えられます。

このような嫌がらせ行為に対しては、

・届いた時間、様子などを記録し、すぐに警察に相談する

・送り主がわからない配達物などは、受け取りを拒否するか、開封せず送り返す

などの自己防衛策をとりましょう。

ストーカー規制法第２条第１項第７号（名誉を傷つける）

・あなたを中傷するような内容を直接告げる

・インターネット上にあなたを中傷したり、名誉を傷つけるような内容を掲載したりする

等の行為が考えられます。

ストーカーは、相手を中傷することで、精神的に追い詰めようとするので、

・電話番号、メールアドレス等の個人情報の管理は慎重に行う

・郵便物やメールが届いた時間、様子などを記録しておく

・メールやネットの等の書き込みの画像を保存・プリントアウトして、警察へ相談する

などの自己防衛策をとりましょう。

ストーカー規制法第２条第１項第８号（性的羞恥心の侵害）

・あなたが望んでいないのに、性的に恥ずかしいと思わせるひわいな言葉を告げる

・わいせつな写真や絵などをあなたに送りつけたり、インターネットの掲示板などに掲載したりして、あなたに恥ずかしいと思わせる

などの行為が考えられます。

　ストーカーは、あなたに恥ずかしいと思わせ、その過剰な反応を楽しむ場合があるので、

・交際相手でも、むやみに下着姿や裸の写真を撮らせたり、送信したりしない

・住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報の管理は慎重にする

・送りつけられたものを持って警察へ相談する

・データで送り付けられた場合は保存・プリントアウトして、警察へ相談する

などの自己防衛策をとりましょう。

ストーカー規制法第２条第３項第１号（位置情報無承諾取得）

・携帯電話の位置情報アプリなどを使用して、あなたの携帯電話の位置情報を承諾無く取得する

・あなたの携帯電話を勝手に操作し、記録されている位置情報を表示させ、盗み見る

などの行為が考えられます。

　ストーカーは、あなたの位置情報を取得し、自宅や職場、学校などを特定し、つきまとい行為をしようとしているので、

・携帯電話に見覚えのない位置情報を取得するアプリがないかなどを確認する

・携帯電話には暗証番号を設定し、他人に見られたり、触られたりしないようにする

などの自己防衛策をとりましょう。

ストーカー規制法第２条第３項第２号（GPS機器の取付け）

・あなたの使用する自動車や自転車にGPS機器を取付ける

・あなたのカバンの中にGPS機器を差し入れる

などの行為が考えられます。

ストーカーは、あなたの位置情報を取得し、自宅や職場、学校などを特定し、つきまとい行為をしようとしているので、

・自分の車や自転車に見覚えのない物が取付けられていないか確認する

・自分の持ち物に見覚えのない物が差し入れられていないか確認する

・GPS機器などを見つけた場合は、すぐに警察に相談する

などの自己防衛策をとりましょう。

ストーカー規制法の援助とは

　被害を自ら防止するための措置の教示や、その他対応策のアドバイス等をすることです。

　ストーカー被害に遭った場合、警察から次の援助を受けることができます。

１　被害防止の話合いのために必要な事を相手方へ連絡する

２　ストーカー行為等をした者の氏名等を教える

３　被害防止の話合いに関する事項について助言する

４　被害の防止に関する活動を行っている行政機関や団体等を紹介する

５　被害防止の話合いの場所として警察施設を提供する

６　被害防止の為の物品の貸出し等をする

７　警告等を実施したことを明らかにする書面を交付する

８　被害を自ら防止するための方法を教示する

９　住民票などを閲覧されないための支援をする

　ストーカー規制法の対象となる目的以外の「ねたみや恨み目的」「性的好奇心を満たす目的」「不当に利益を得る目的」等で、特定の人に対して正当な理由がないのに「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」を繰り返す行為については、「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」により禁止しています。これらの被害についても警察署まで相談してください。

ストーカー被害に関する相談は最寄りの警察署へご相談ください。

早めに相談することが大切です。なお、相談される場合は、

・ストーカー行為をする相手の住所、連絡先等がわかる記録

・被害を受けた日時、場所、相手の車両ナンバー、目撃者の記録

・相手から言われた言葉や動作などの記録

・送信された電子メール等の内容、電話の着信記録

・手紙やFAXなどの内容

・留守番電話に記録された内容等の記録

などを持ってご相談ください。

関係機関連絡先

ストーカー被害相談

大阪府警察・ストーカー110番

０６－６９３７－２１１０（24時間対応）

犯罪被害者等早期援助団体

認定NPO法人　大阪被害者支援アドボカシーセンター

０６－６７７４－６３６５ （月～金 10時～16時）※祝日・年末年始を除く

青少年向け相談窓口

大阪府教育センターすこやかホットライン

０６－６６０７－７３６１ （月～金 9時30分～17時30分）※祝日・年末年始を除く

その他各種相談窓口

大阪府立男女参画・青少年センター（ドーンセンター）

男性相談　０６－６９１０－６５９６（第1・4水曜 16時～20時　第2・3土曜 11時～15時）

※相談日が祝日・年末年始にあたる場合は、他の週に振替

女性相談　０６－６９３７－７８００（火曜～日曜 16時～20時　土曜・日曜 10時～16時）

※祝日・年末年始を除く

大阪府女性相談センター

０６－６９４９－６０２２ または ０６－６９４６－７８９０

（月曜～金曜 9時～20時　土曜・日曜 9時～17時） ※祝日・年末年始を除く

大阪弁護士会犯罪被害者弁護ライン

０６－６３６４－６２５１ （火曜 15時～18時） ※祝日・年末年始を除く

共同制作　ストーカー対策大阪ネットワーク・大阪府立港南造形高等学校